

阿賀野市規則第 5 0 号

阿賀野市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市職員の地域手当に関する規則（平成 2 7 年阿賀野市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 1 6 年」の次に「阿賀野市」を加える。

第 2 条第 1 項中「1 0 0 分の 2」を「1 0 0 分の 1」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。